



「第75回体育大会」に向けて

学校長 平田 高之

兵庫県を対象としていました「緊急事態宣言」が9月30日まで延長となりましたので、大変残念ですが、市内統一で「第75回体育大会」は無観客となりました。昨日、ご案内した通り、できればホームページ「大蔵中生へのエール」での映像配信で、生徒たちの頑張りを保護者の皆様に届けられればと考えております。また、ご希望の方はDVD・ブルーレイの販売を行いますので、ご活用頂ければと思います。

そんな中ですが、生徒たちは、「ソーラン節」「マスゲーム」の取組に頑張っています。全校練習・予行はなくなりましたが、学年練習は行っていますので、保体委員は朝7時30分には来て準備等をしてきています。また、3年生マスゲーム委員は、夏休みから取組を続けてきています。数多くの制限の中でもいい体育大会にしようと頑張ってくれています。その代表である保体委員長瀧岡 千悠さんにインタビューをしましたのでご紹介します。

P:当初より変更となりリレーがなくなり、マスゲーム・ソーラン節中心となったけれども

T:感染拡大の中でもリレーができるのかと期待していたので、やっぱりかという思いはありましたが、正直ショックでした。自分もそうですが、リレーで頑張ろうと楽しみにしていた人も多かったのです。しかし、自分たちは3年生として、最高学年としてマスゲームができるので全力で取り組みたい。

P:リレー大会が検討されることについては

T:開催されるかもしれないと聞いてすごく嬉しかった。

P:無観客については

T:マスゲームを保護者の皆様に見て頂けないのは大変残念に思います。しかし、DVD・ブルーレイの販売があると聞いて嬉しかった。保護者の皆様に見てもらえるし、自分たちの演技も見られるので。

P:最後にみんなへのメッセージを

T:とにかくリレーのあるなしに関係なく、練習時から自分の演技に全力で取り組んでもらいたい。今回は3学年合同でやる演技がなくなったけれども、その分、それぞれの学年の力が試されることになると思うので、一人一人が頑張してほしい。

すでに気持ちを切り替え、限られた中でも最後の体育大会をいいものにしたいという気持ちがひしひしと伝わってきました。生徒全員が瀧岡さんと同じような気持ちで残りの練習に取り組んでくれれば素晴らしい体育大会になります！大蔵中生ならできる！！

緊急事態宣言延長後の教育活動・部活動について

兵庫県を対象地域とした「緊急事態宣言」が9月30日まで延長されることになりました。それに伴い、市教育委員会から、**取り扱いについては変更なく、引き続き現状の取組を続ける**よう連絡がありました。

○大変残念ではありますが、「第75回体育大会」については**「無観客」と**させていただきます。

○教育課程については、9月13・16日は「50分5校時設定」に、9月22日からは「45分6校時設定」に変更いたします。

○部活動については、9月13日以降も9月30日まで原則「活動休止」となりますが、運動部の公式大会及び文化部の文化発表会前4週間は「活動可」となっていますので

・運動部については、**「明石市新人体育大会」出場運動部は引き続き「活動可能」と**しま

す。市内大会以降も、**「東播新人体育大会」に出場が決定した部は9月26日以降も「活動可能」と**します。また、個人戦のみ出場の場合は、その出場生徒が練習するために必要最低限の生徒のみの活動とし、部全体での活動は不可とします。

しかし、東播新人大会に出場が叶わなかった部は、「明石市新人体育大会」以降9月30日まで「活動休止」となります。

・文化部については、**吹奏楽部は体育大会以降も、文化発表会前4週間となりますので、引き続き「活動可能」と**します。**カルチャー部・美術部は、文化発表会前4週間の9月22日より「活動可能」と**します。

・活動時間については、引き続き**「平日1時間30分以内、土日3時間以内」**とし、引き続き感染対策に十分配慮して活動します。

なお、先日「学級閉鎖の基準」についてお知らせしましたが、学級閉鎖となった学級の生徒については、学級閉鎖期間中は、大会も含めて部活動への参加はできません。

ワクチン接種に係る出欠の取り扱いについて

このことについての明石市での取り扱いについて以前連絡しておりましたが、明石市においても、12歳から19歳までのワクチン接種の受付が9月30日から開始されることとなりましたので、再度お知らせいたします。

1 出欠の取り扱い

欠席扱いとしません。「出席停止・忌引き等の日数」として記録します。

2 「欠席扱いとしない」対象

(1) 平日(授業等を行う日)に新型コロナワクチンを接種しようとする場合

(2) 新型コロナワクチンの接種後、接種との関連が高いと認められる症状により療養が必要となり、登校しないことがやむを得ないと認められる場合